

平成 21 年 6 月 10 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19730344
 研究課題名（和文） フランスの家族政策と家族の社会的関係：自主的共同保育所の事例から
 研究課題名（英文） Social relation between family policy and family in France :
 Case study in cooperative child-care-centre
 研究代表者
 木下 裕美子（KINOSHITA YUMIKO）
 京都外国語大学・国際言語平和研究所・嘱託研究員
 研究者番号：70434644

研究成果の概要：本研究では、日本におけるフランスの家族政策研究においてほとんど注目されてこなかった自主的協働保育所（親によって経営される保育所）の活動についての調査を行った。この形態の保育所の数は地域による差が大きく、調査を行ったアルザス地方はフランス国内でも開設数の多い地域である。親と職員は雇用者と被雇用者という関係であること、専門知識や情報について共有しているという暗黙の了解はなく、情緒的なコミュニケーションはむしろ避けるべき関係性として認識されていることが明らかとなった。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	900,000	0	900,000
2008 年度	509,980	152,994	662,974
年度			
年度			
年度			
総計	1,409,980	152,994	1,562,974

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：家族社会学、家族政策、社会調査、保育所、親業、ソーシャル・ワーカー、フランス

1. 研究開始当初の背景

近年日本において、出生率低下という人口学的関心から家族政策への注目度が高い。そのため、出生率が比較的安定的もしくは回復したとみられるスウェーデンやフランスの家族政策への関心が高くなっている。特にフランスの家族政策を歴史経路的視点から制度分析を行った研究は多く、保育施設の充実が効果的であると指摘する研究は多い。一方で、ユニークなフランスの自主的協働保育所の活動にはあまり注目されてこなかった。

2. 研究の目的

家族政策の国際比較研究において、就労支援を目的とした多様なニーズに応えるための保育施設の効果を問う研究は重要であるが、家族の社会的文化的多様性が高まるに従って、この「多様なニーズ」を多様なサービスによって個別に満たすことのみを問いつけるには限界があろう。更に、就労支援としての機能が求められる保育施設が「親業」を実践する家族の外部における場であるとして捉えられ、その中で「親業」を実践する行為がいかに確保、保証されているのかという側面から調査研究したものは少ない。この

「親業」を公的領域において回復しようとした活動であり、かつ、フランスの公的保育サービスとして存在するのが、親たちが運営する「自主的協働保育所」である。それは、フランスの社会保障における基本概念である従来の社会的連帯の新たな実践を切り開く可能性があると考えられている。したがって、本研究では、日本との比較研究においてあまり注目されてこなかったフランスの自主的協働保育所の組織や活動内容と親と職員の協働作業に関する意識を調査することによって、日本の事例と比較可能な指標としての、具体的な協働、そして、連帯の意味内容を探ることが目的である。

3. 研究の方法

(1)2007年度はフランスの家族政策における保育施設の中でもユニークである親と職員による協働保育施設の社会政策での位置づけや運営内容に関する資料や先行研究を日本とフランス両国において調査・整理した。フィールドとして選択されたのはストラスブール市である。アルザス地方にあるストラスブール市には、フランス国内において比較的多くの自主的協働保育施設がある。この保育施設はアソシアシオンの形態をもつものであるが、アルザス地方のアソシアシオン法は他の地方とは異なる点に留意し、今後、他地方との比較検討を想定し、資料収集を行った。フランス国内における資料集めに使用したデータベースは、Sudoc、BNOpalPlus、CNRS、CAF、CREDOC、CREESの検索システムである。日本国内で資料を入手することが困難なケースもあり、2007年度中の7月から8月にかけて、直接フランス国内の図書館へ出向き、閲覧・複写サービスを受けた。また、同じく滞在期間中、フランス国内でも比較的この形態の保育施設数の多いストラスブールをフィールドとして聞き取り調査を行えるように、16ある当施設に電話による調査協力依頼の説明を行い、簡単な承諾を得た施設には、より詳細な説明（研究の趣旨、質問内容や調査倫理に関する説明）をメールにて行い、調査に関する質問を受ける形でのやり取りを複数回行った。

(2)2008年度は、2007年度に引き続き、聞き取り調査を中心に行うために渡仏した。アルザス地方にある2つの保育所ではそれぞれ1週間の活動参加が許可された。1つはストラスブール市にある保育所であり、2007年度に限定的な聞き取り調査を許可された施設である。もう1つは、2007年度中に開設予定であった、ストラスブール市近隣のアグノー市にある保育所である。こうした参加活動を通して、親と職員への半構造的インタビュー調査を実施した。また、これに先立ち、ストラ

スブールにあった16の施設へ電話による依頼を行った際、最終的に活動への参加は許されなかったが、3つの保育所において、限定的ではあるが、参加者への聞き取り調査の許可を得ていた。調査方法は、常勤職員と調査当日に保育所へ参加している親への半構造化面接法である。可能な限りその他の参加者や子どもたちがいない（主に台所や事務室）部屋、もしくは、当該の親の職場において、1時間から1時間半の調査をそれぞれ行った。質問内容は、1.親保育所に参加するようになった経緯や職歴に関する一般的な質問事項、2.親保育所の組織・運営と具体的な施設における仕事内容に関する事項、3.親保育所の長所や短所に関する主観的評価、を中心に構成されている。

4. 研究成果

(1)親が運営する保育所は、その独自性が指摘されるにも拘わらず、日本におけるフランスの保育施設に関する研究の中では、公的保育施設の一形態として列挙されるにとどまってきた。本研究ではまず、この親が運営する保育所の歴史、法的な位置、経営形態や具体的な利用者像を整理することによって、他の保育施設との社会的関係を確認することができた。また、本調査研究を行った地域がアルザス地方であることから、アソシアシオンに関する歴史的背景や法律の内容がその他の地方と異なっている点についても言及している。日本における先行研究の多くはパリなどの大都市で行われる傾向が多く、アルザス地方特有のアソシアシオンに関する情報提供という点は、本研究の成果として挙げられよう。

(2)現在のフランスの保育体系は個別的受け入れ (accueil individuel) と集団的受け入れ (accueil collectif) に分類される。集団的受け入れに属する親保育所は2000年デクレにより「親が運営する集団的受け入れ施設 (établissement d'accueil collectif à gestion parentale)」として定義されたが、従来通り「親保育所」という通称が認められているので、多くの施設ではこの通称を引き続き使用している。親保育所は集団保育所に比べて規模が小さく、運営に親たちが直接参加することが必須である。多くの場合、朝8時に開所し、17時から18時半にかけて子どもたちが帰宅し、その帰宅次第閉所する。基本的には親が送り迎えをすることが期待され、祖父母が代替する場合には事前の申請が必要な場合もある。また、近年では、親のニーズに対してより柔軟なサービスを提供するように様々な保育タイプを組み合わせた多機能的施設 (établissement multi-accueil) が急増中であり、親保育所

の形態を変更して、多機能的施設へと移行する親保育所も存在する。

(3) 2002年現在では、フランスにおける3歳未満の子どもたちの保育形態は、64%が親、18%が保育ママ、8%が保育所、4%が祖父母であり、両親の家庭的な生活と労働生活との両立という側面から利用されている頻度は保育所よりも保育ママのほうが断然高い(DREES, 2003)。さらに、全国の親保育所の受け入れ数(2005年)は集団保育所全体の2%程度である(DREES, 2007)。したがって、親保育所は必ずしも仕事と家庭を両立させるための施設として社会的に大きな期待が寄せられているとは言えない。本来、1960年代の学生運動の中で、保育思想の変化とともに、一方的に保育施設に預けてしまうのではなく、親が積極的に保育に関わる権利を取り戻そうという動機から始まった。1960年代から1980年代にかけてその存在が全国的に認められるようになってきた1980年にACEP(Association des Collectifs Enfants-Parents 児童・親共同アソシアション) - 1988年に職員との協働を意味するPを加えたACEPP(Association des Collectifs Enfants Parents Professionnels 児童・親・専門職員による共同アソシアション)の前身 - が設立された。その後、全国の自主的保育所(crèche sauvage)は保健担当大臣によって親保育所という公的保育施設として承認され、衛生・保育の質の向上のために、PMI(Protection Maternelle et Infantile 母子保健センター)の指示・監督を受ける対象になっている。

親保育所は社会的パートナーをもち、その社会的パートナーのCAF(Caisses d'Allocations Familiales 家族手当金庫)と自治体が「子ども・青少年契約(Contrat enfance et jeunesse)」を結んでいるため、自治体の設定基準に適合する施設は補助金を得ることができる。補助金以外の経費を負担する親たちは、金銭的負担だけでなく、保育所内での仕事や役割をもつ。その分担や内容は、たいてい月に一度行われる集会で検討・決定される。例えば、フランス国外から移住してきた母親は、参加当初それほどフランス語が流暢でなかったこともあり、参加1年目は保育所内の飾り付けや催し物の宣伝などの簡単な仕事を担っていたと言う。また、他の父親は新しい参加者の募集、専門職員や研修生の求人を担当することが役割だと話した。こうした親たちの活動によって支えられる親保育所の創設は容易ではない。ストラスブールの親保育所は、小審裁判所(tribunal d'instance)へ登録されたアソシアションの形態をもち、専門職員を雇用するための求人や開設場所の選定を行った後、

具体的な教育理念草案を作成し、代表者、副代表者、会計、書記などを明記した経営理事会(Conseil d'administration)の証明書とPMI医師による施設調査の証明書を県へ提出し、DASS(Direction de l'Action Sanitaire et Sociale, 社会福祉衛生局)から認可を得ることが必要である。そして、多くの親保育所は全国レベルの親保育所を統括する団体ACEPPに属する地域レベルのアソシアションと連携をもち、全国統一の保育基準を達成する「子ども・青少年契約」に則ることで、CAFや自治体からの公的な資金援助を得ることができるのである。また、継続的な運営を行うためには、入所を希望する親の選定を行うことも重要な課題となる。親保育所の参加には、一般的な公的保育施設では義務のない参加希望書の提出を求められることがある。本調査における聞き取りの結果、この書類の提出後の面接を通して、参加希望者が当該保育施設に対して提供することのできる人的もしくは文化的資本と保育施設のニーズとが一致することが確認された後、参加が可能になることが多いことが確認された。そういった理由から、本研究では、先行研究では否定された参加者の社会的階層の偏りがみられた。また、調査協力施設の中には、「ライシテ」を根拠として、宗教的配慮を一切拒否すると答えた施設も存在する。

(3)現場の取り組みと全国の統括組織の求める方針とは多少ベクトルが異なる。親保育所の全国ネットワークであるACEPPは1998年以降参加している家族に関する全国大会において、文化的にも多様な家族の受け入れの重要性を提起し続け、親保育所を通じて家族の多様性に対応する方法を模索する社会的活動としてのヨーロッパレベルの活動(DECET)にも参加している。つまり、理念としては、家族的・文化的背景の異なる他者との出会いそのものを確保するための場として親保育所の意義が求められている一方、実践の場では継続的な運営や参加者同士に生じるコンフリクトに対する危機感から、参加者に一定の同質性が認められる点は否定できない。

(4)具体的な協働もしくは連帯を意味する活動として、主に職員と親との関係を中心に分析した。その結果、保育の専門知識をもつ被雇用者からは、雇用者、つまり、親が実践する親業に承認を与えるという行為によって、一方、親からは専門職員の職務を評価することによって、両者の対等な関係性が保たれる。保育専門職員と親が、相手が同じ情報を共有しているがゆえに自分と同じ判断をするであろうと想定する姿勢はみられない。例えば、主体的に情報の相互提供が行われな

い場合、親に対しては「親業」を適切に行っていないとして職員から指摘を受け、職員に対しては、不信感から職務への評価が否定的になり、代表者（親）から個別に面談が行われることとなる。両者の間には完全な役割分担が期待されているため、親が参加当日に急遽欠席するような場合には、親同士の補填が求められ、職員によって代替されることは避けられている。「連帯は親の間ではうまくいっている」という職員の言葉に代表されるように、こうした親と職員の関係は、親密な関係性によらず可能となる協働の連帯と位置づけることができよう。この親密な関係性によらず可能となる協働の連帯とは、「共感」に基づく共生社会と性質を等しくするものであるのか、もしくは、どのような関係にあるのか、という新たな問いに取り組むための問題設定である。

(5)今後の展望

親保育所は、親として参加するためには面接を受ける必要があり、施設運営を継続するために寄与できる能力が必要とされるため、参加者にはおのずと制限がでてくる。また、専門職員は自分の子どもを同じ施設に入所させることを避けているし、また、入所条件から外されていることが多い。一方で、設立間もない施設では、参加者人員の確保という面から、例外的に受け入れを行っている。入所には面接という壁があるため、参加者に一定の同質性が生まれてくる傾向があるが、例えば、異なった宗教をもつ子どもの入所の受け入れという、多文化共生社会における保育という新しい視点が持ち込まれてくることも多い。今回の調査では、この点を特に意識してフィールドを選択したわけではないため、多文化共生という視点から、親と職員、親同士による文化摩擦を観察することができず、また、施設ごとでの解決方法を拾いあげることができなかった。したがって、今後の展望としては、地域における子育て支援と地域における多文化共生という視点から、親業と専門職員というソーシャル・ワーカーの自己（不）変容のプロセスを、家族という空間と公的空間の交差する子育ての場において、問うことができるのではないかと考えられる。また、研究調査方法上の問題点として、国外への調査が必要な場合、調査協力者の信頼を得るために共に過ごす時間がきわめて重要である点が大きな障碍となった。協力施設からの意見では、2年に渡って継続的に当該施設に関心を寄せ続け、コンタクトを取っている点が今回の調査協力を促したと言うが、国外の調査を国内の研究者が個人で行うのではなく、質的調査の厚みをより高めるためには、ネットワークの拡大による信頼

の獲得を容易にするような他の研究機関との提携等を検討する必要があったのではないかと考える。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計2件)

木下裕美子、フランスの親保育所、C O S M I C A、37 巻、219-230、2008 年、査読有

木下裕美子、フランスの親保育所にみられる連帯とは何か、家族社会学研究、20-(1)、81-88、2008 年、査読有

6. 研究組織

(1)研究代表者

木下 裕美子 (KINOSHITA YUMIKO)
京都外国語大学・国際言語平和研究所・嘱託研究員
研究者番号：7 0 4 3 4 6 4 4

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし